

一般社団法人京都経済同友会 役員報酬等及び費用に関する規程

第1章 総則

第1条(目的及び意義) この規程は、一般社団法人京都経済同友会(以下「本会」という)の定款第19条第2項の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(定義) この規程では、次の各号に掲げる用語について、それぞれに定める意義をもって使用することとする。

- (1) 役員とは、代表理事、業務執行理事、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、本会を主たる勤務場所とする業務執行理事または理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益で、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第2章 報酬等の支給

第3条(役員報酬等の支給) 本会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 非常勤役員には報酬等は支給しない。
- 3 常勤役員の報酬は年俸制とする。
- 4 役員には退職手当を支給しない。

第4条(役員報酬等の額の決定) 本会の常勤役員の年俸額は次のとおりとする。

700万円から1,200万円

- 2 役員各人の年俸額は前項の範囲内で代表理事が理事会の承認を得て決める。

第5条(報酬の支給日) 報酬は月割りほか適切な方法により支給する。

- 2 月割りの場合、毎月の定まった日にこれを支払う。

第6条(報酬等の支給方法) 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

第3章 費用の支給

第7条(通勤費) 常勤役員には通勤費を支給する。

2 非常勤役員には通勤費を支給しない。

第8条(費用) 本会は、常勤役員がその職務遂行に当たって必要とする費用、または負担した費用については支払うこととする。また、前払いを要するものについては所用の手続きを経て前もって支払う。

2 非常勤役員には、費用を支払わない。

第4章 補則

第9条(細則) この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

第10条(改廃) この規程の改廃は総会の決議による。

附 則

この規程は一般社団法人の設立の登記の日から施行する。